

## 本庄市行政改革審議会の運営について~~(案)~~

### 第 1 趣旨

本庄市行政改革審議会運営要領第 3 の規定に基づき、本庄市行政改革審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 会議の公開について

- (1) 会議は、公開するものとする。ただし、円滑な議事の進行に著しい支障が生ずる恐れがあるときは、会議を公開しないことができる。
- (2) 会議を非公開とする場合は、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

### 第 3 会議の傍聴について（本庄市審議会等傍聴規則）

傍聴人の定員は、10 人とする。

### 第 4 会議録の調製及び会議録等の公開について

- (1) 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
  - ① 開催の日時及び場所
  - ② 出席者及び欠席者の氏名
  - ③ 会議事項（議題及び会議結果）
  - ④ 会議の経過（議事の要旨及び発言者の氏名）
  - ⑤ ①から④までに定めるもののほか、議長が必要と認めた事項
- (2) 会議録は、議長が署名した日をもって確定するものとする。
- (3) 会議録及び会議資料は、公開するものとし、公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

### 第 5 その他

その他、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。